

「京都府水位・氾濫予測システム構築業務」企画提案書作成要領

1 業務実績（様式2）

- (1) 参加表明書を提出する者は、平成23年以降から公示日までに完了し、国又は地方公共団体が発注した業務において、下記に示される「同種又は類似業務」について記載する。

同種業務	国立研究開発法人土木研究所が開発した「降雨流出氾濫（RRI）モデルプログラム」を利用して河川の水位・氾濫区域を予測するシステムを構築した業務
類似業務	河川の水位を予測するシステムを構築する業務

- (2) 記載する業務数は、最大3件とする。
- (3) 記載は、図面、写真等を引用する場合も含めて1件につきA4判1枚以内とし、様式2に記載する。
- (4) 記載した業務実績は、契約書等の写しを提出すること。ただし、当該業務が一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（テクリス）」に登録されている場合は、契約書等の写しを提出する必要はない。

2 業務実施体制（様式3-1～様式3-3）

(1) 業務実施体制（様式3-1）

- 1) 1社単独、共同企業体、いずれの場合においても業務の分担について記載する。（業務の分担を行わない場合には記載する必要はない。）
- 2) 共同企業体により業務を実施する場合は下記事項に留意の上、業務の分担について記載すること。備考欄に共同企業体の構成員である旨を記載するとともに、企業名等を記載すること。また、代表者はその旨を記載すること。
 - ① 共同企業体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。
 - ② 構成員は実施する分担業務に応じて1名以上の担当技術者を配置することとし、管理技術者のみ配置することは認めない。
 - ③ 構成員が実施する分担業務に照査が必要となる場合には、当該分担業務を実施する構成員が照査技術者を配置すること。
 - ④ 一つの分担業務を複数の構成員が共同して実施することは認めない。
- 3) 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。
- 4) 本業務における「主たる部分」は、土木設計業務等共通仕様書（案）第1127条第1項に示す他、次のとおりとする。
 - ・水位・氾濫予測システム構築

(2) 配置予定技術者の経歴（様式3-2、様式3-3）

- 1) 配置予定技術者（管理技術者）について、様式3-2に資格・経歴等を記載する。
- 2) 配置予定技術者（担当技術者）について、様式3-3に資格・経歴等を記載する。
記載は、配置予定担当技術者のうち1名のみ（共同企業体の場合は、当該企業体の構成員ごとに1名のみ）について記載する。
- 3) 保有する資格の資格（合格）証等の写しを添付する。
- 4) 配置予定技術者が平成23年以降に従事し、完了した「同種又は類似業務」実績について記載する。
- 5) 記載する実績は、「1 業務実績」に記載した同種又は類似業務とし、配置予定技術者ごとに最大2件までの記載とする。

3 業務実施方針（様式4）

- 1) 業務の実施方針、実施フロー、工程計画を様式4に記載する。

4 評価テーマに関する技術提案（様式5）

(1) 本業務において、技術提案を求める評価テーマは以下に示す事項とする。

1) 予測システムの精度向上

水位・氾濫区域の予測について、精度の高い予測結果を確保する方策。

2) 利便性の高いシステム構築

市町村による早期のきめ細やかな避難情報の発令を支援するための方策

3) 予測システムの動作環境及び保守体制

基本システムはクラウド上に整備し、必要とする性能・サーバー台数、機密性及びライフサイクルコストの観点も含めた最適な動作環境、保守体制を確保するための方策

5 価格提案書（様式6）

本業務を実施するために必要な「システム構築費用」及び「運用・保守費用」を記載した価格提案書（様式6）及びその内訳書（任意様式）を提出すること。内訳書は、仕様書に基づき下記項目により記載すること。

【内訳項目】

- | | |
|------------------|----------|
| 1) 計画準備・資料収集整理 | 9) 運用費用 |
| 2) 水位・氾濫予測モデル構築 | 10) 保守費用 |
| 3) 水位・氾濫予測システム構築 | |
| 4) 表示システム構築 | |
| 5) 動作環境の構築 | |
| 6) 説明会開催の企画・運営 | |
| 7) 報告書作成 | |
| 8) 打合せ協議 | |